

「阪神南地域オープンミュージアム 無料開放 DAY」業務仕様書

1 事業内容

- (1) 事業実施 民間企業、NPO 法人、その他の法人又は法人以外の団体等
- (2) 委託方法 企画提案コンペで募集
- (3) 委託内容 「阪神南地域オープンミュージアム 無料開放 DAY」の企画、調整、運営、情報発信等

2 事業期間

契約締結日から令和6年12月31日まで

3 対象経費等

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|------------------------------------|
| 事業実施に係る経費 | 印刷費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、その他事業実施に必要な経費 |

※総事業費は、3,300千円（消費税込）を上限とする。ただし、消費税率は10%とする。
※業務に係る予算が議決され、執行が可能となることを条件として付す。

4 事業概要

(1) 趣旨

令和6年10月4日～6日で、阪神南地域（尼崎市、西宮市、芦屋市）の美術館・博物館等が同時期に一斉に無料開放することにより、気軽に文化資源に接する機会を提供して地域住民に体感していただく「阪神南地域オープンミュージアム 無料開放 DAY」業務（以下「業務」という。）を委託しようとする場合において、企画提案コンペの実施に関する必要な事項を定めるものとする。

当業務の実施によって、①実施期間中の交流人口の拡大、②各参加施設の認知度向上、③阪神地域のイメージアップを図ることを目的とする。

(2) 事業概要

- ① 事業の企画、運営、参加施設や広報機関等との連絡調整を行うこと。ただし、参加施設は阪神南地域の美術館・博物館等20施設程度とし、施設への参加の打診は県民センターが行うが事業者も協力すること。
- ② 事業や参加施設等の宣伝広告を通じ、阪神南地域の魅力を広く情報発信すること。
ア チラシやポスターを作成し、阪神南地域内外施設への配布や掲出を行うこと。

<内容>

施設紹介（施設名、住所、電話番号、休館日、無料開放日、写真等）、マップ、交通情報、あにあん倶楽部 Web サイトへの QR コード等を掲載すること。チラシの作成に係る校正依頼、その他業務に係る調整等にあたっては、参加施設と緊密な連絡・調整をおこなうこと。

<仕様等>

チラシ 7,500部：A5折り マット紙 57.5kg以上 両面（両面フルカラー）
ポスター 100枚：B2 コート紙 110kg以上 フルカラー
※ただし、サイズ及び質感についてはこれに限らない。

<配布先>

参加施設、鉄道主要駅、ショッピングモール、県民局・県民センター等県関係施設、

阪神南地域の市町、観光局・観光協会、商工会・商工会議所、学校等情報発信に効果的な場所 100 施設程度

イ あにあん倶楽部 Web サイト内に本事業特設ページを制作するため、ページ制作に必要な施設情報、宣伝素材等にかかる電子データを県民センターに提供すること。

ウ デジタルスタンプラリーなど複数施設の周遊を促進する企画を提案すること。

エ 阪神南地域を中心に、兵庫県のその他地域、大阪府、京都府からの来場を促進するため、集客に効果が期待できる広告媒体等を活用し、積極的な PR を展開すること。

オ 若年層の来場者増を図る広報、企画等を提案すること。

キ このほか、当日の来場者を増やすための効果的な広報媒体等を提案すること。

ク 事業の PR や定着を図るため、オリジナルグッズを作成し、参加施設及び県民センター等へ配布すること。

作成部数：2,000 個

日常使いができるグッズとし、本事業キービジュアルをプリントすること。

- (3) 各参加施設における来場者数等を把握するため、来場者向け及び参加施設向けアンケートを実施し、取りまとめを行うこと。

5 留意事項

- (1) 本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分）を一括して第三者に委任、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託先の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県民センターが承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託することはできる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対して全ての責任を負うものとする。

- (2) 本事業の成果物等に係る権利は、事業実施者が従前権利を有していたものを除き、原則県に帰属する。また、加工及び二次利用できるものとする。
- (3) 本事業で広報物等を作成した場合は、電子ファイルも納品すること。
- (4) 効果的に実施できるよう、事業の全体スケジュールも提案すること。
- (5) 本仕様書は、業務内容について示すものであるが、仕様書に記載のない事項であっても業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底のうえ、業務遂行に当たること。
- (6) 印刷物等の発送に係る送料は、本委託料に含むこと。
- (7) 本事業を完了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (8) 事業実施計画書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、県民センターと受託者が協議して決定すること。
- (9) トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- (10) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

6 問合せ先、書類提出先

兵庫県阪神南県民センター 県民交流室 県民・産業振興課
〒660-8588 尼崎市東難波町 5-21-8
TEL 06-6481-7682（直通）
FAX 06-6481-4387